令和7年度彦根市観光誘客プロモーション事業委託業務　仕様書

1．事業目的

　以下 (1)～(3)を踏まえ、今年度における本市観光誘客プロモーションの柱となる『プロモーションテーマ』を設定し、そのテーマに沿った、一体感のある誘客プロモーションを実施することで、彦根市の認知度向上や観光誘客の拡大、地域経済の回復を図ることを目的とする。

　また、新たな彦根ファンの獲得を目指し、戦略的かつ効果的なプロモーションを実施することを目的とする。歴史・文化・まち歩きを通じた観光誘客拡大を促進する。

(1)「彦根市観光振興計画」を踏まえた内容であること。

(2) 彦根城の世界遺産登録に向けて機運醸成となるような内容であること。

(3) 個人での情報の収集および発信が容易に出来る中において、本市がそうした時代の観光に適した場所であることを訴求しつつ、旅行に対する不安を取り除き、本市への旅行に対する強い動機付けに繋がるような内容であること。

(4) 時代に即した情報発信

→ 効果的な情報発信ツールを活用し、視覚的・感情的に訴求できるプロモーションを展開。特に若年層に向けて「拡散力のある」情報発信を行い、旅行意欲を喚起する。

2．事業内容

本業務は、彦根市への観光客の来訪を促進し、市の魅力をより多くの人々に届けることで観光誘客の拡大と地域活性化を図ることを目的とする。受託者は以下の要件に基づき、効果的なプロモーションを展開すること。

本業務は、彦根市への観光客の来訪を促進し、市の魅力をより多くの人々に届けることで、観光誘客の拡大と地域活性化を図ることを目的とする。受託者は以下の要件に基づき、効果的なプロモーションを展開すること。「#また来たくなる、ひこね旅」をテーマにターゲットに対して効果的な情報発信や広告掲出を行うこと。

(1) 明確なターゲット設定と情報発信

本事業では、「若年層への共感性の高い発信」「地域資源の周遊促進」の2点を軸に、以下のようにターゲットを明確化し、各層に向けた最適な情報発信手法を設計する。

○ 主ターゲット｜10〜30代女性（Z世代〜ミレニアル世代）

(2) 滞在体験の提案による満足度向上とリピーター獲得

「まちの雰囲気」や「自分らしい過ごし方」をイメージできるコンテンツを提供。来訪者の滞在体験の質を高め、満足度向上とリピーター化を促進する。

特に以下のような要素により、「ただ訪れる」から「また訪れたくなる」への転換を図る。

〇モデルコース提案

モデルコースを効果的な情報発信ツールを用いて活用し、紹介。所要時間・おすすめの立ち寄りどころ・マップを明記し、宿泊を含めて彦根に滞在したくなるような満足度の高いルート設計とする。

(3) 目的に沿った目標（KPI）の設定と効果検証

「プロモーション経由の問合せ数・アクセス数」などのKPIを設定。

実施後には、目標に対する実績や反応を整理・分析し、実績報告書としてまとめる。

(4) 独自提案

事業目的達成に資する独自のアイデア・提案があれば盛り込むこと。

(5) 社会動向や地域の状況に応じた柔軟な対応

今後の社会状況や「彦根城世界遺産登録推進」の進捗、市内の観光環境の変化等に応じて、必要に応じた調整や内容の見直しを行える柔軟な姿勢を持つこと。

3．契約期間　　契約締結日から令和8年3月31日まで

　　　　　　　　※実際のプロモーション期間については別途協議する。

4．委託料上限額

　3,000,000円（消費税および地方消費税を含む）

　　　※原則完了後払いとするが、詳細は受託事業者と別途協議する。

5．成果物

受託者は、本業務が完了したときは、以下の成果物を納品するものとする。

(1)業務の実績報告書（効果測定結果含む）

(2)業務実施において作成した成果物（デザインや写真、動画ファイルおよびそれらに

類するもの）

(3)必要に応じて調査等を実施した場合の資料およびその結果

6．留意事項

(1) 委託料には、事業を実施するにあたり必要となる費用全てを含むこととし、追加支出および頒布物等の提供は一切認めない。

(2) 業務実施に必要な写真・画像等について、原則として受託者で撮影を行う等により用意することとするが、季節柄等によりやむを得ず受託者で用意ができないものについては、協議のうえ、市所有の写真・画像等の提供も可能とする。ただし、その他製作に必要な第三者が撮影・作成した、写真・画像等の使用に関する諸権利については、受託事業者において処理(許諾、契約、同意等)することとする。

(3) 必要に応じて、文字校正、色校正を行うこと。校正作業にあたっては、市が校了と判断するまで行うものとする。

(4) 本件成果品の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条および第28条の権利を含む。)の全ては彦根市に帰属する。したがって、彦根市は製作物の全部または一部をインターネットや市の出版物等において自由に使用できるものとする。ただし、従来から受託事業者が権利を有していた固有の知識、技術に関する権利等(以下、「権利留保分」という。)については、受託事業者に留保するものとし、この場合、市は権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。

(5) (4)の著作権は、本件成果品に係る検収(検査)に合格し、受託事業者から彦根市へ引き渡しを受けた時に移転するものとする。

(6) 受託事業者は、彦根市または彦根市が指定する第三者に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

(7) 受託事業者は、成果品の納品後、契約不適合が発見された場合は、市の指示に従い、必要な処理を行わなければならない。その際に必要な経費は、受託事業者が負担するものとする。

7．その他

この仕様書に定める事項について紛争が生じた場合、または、この仕様書に定めのない事項については、彦根市契約規則(昭和44年彦根市規則第33号)、その他法令の定めるところによるほか、必要に応じて当事者間で協議してこれを定めるものとする。